

別添1

山形県庁舎自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

貸し付ける行政財産	貸付期間	自動販売機の種類	位置図 (別紙)
イ 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎知事局棟1階ロビー湯茶コーナー西側 建物 2.4 平方メートル (幅2メートル、奥行1.2メートル)	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで	清涼 飲料水	①
ロ 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎知事局棟1階ロビー湯茶コーナー東側 建物 2.16 平方メートル (幅1.8メートル、奥行1.2メートル)	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで	清涼 飲料水	②
ハ 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎知事局棟1階食堂前廊下東側 建物 2.4 平方メートル (幅2メートル、奥行1.2メートル)	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで	清涼 飲料水	③
ニ 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎知事局棟2階講堂前廊下 建物 2.4 平方メートル (幅2メートル、奥行1.2メートル)	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで	清涼 飲料水	④
ホ 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎知事局棟4階課室前廊下 建物 2.4 平方メートル (幅2メートル、奥行1.2メートル)	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで	清涼 飲料水	⑤
ヘ 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎知事局棟6階課室前廊下 建物 2.4 平方メートル (幅2メートル、奥行1.2メートル)	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで	清涼 飲料水	⑥
ト 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎知事局棟8階課室前廊下 建物 2.4 平方メートル (幅2メートル、奥行1.2メートル)	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで	清涼 飲料水	⑦
チ 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎知事局棟15階課室前廊下 建物 2.4 平方メートル (幅2メートル、奥行1.2メートル)	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで	清涼 飲料水	⑧

リ 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁議会棟1階ロビー 建物 1.35 平方メートル ※自動販売機、放熱余地分 1.1 平方メートル (幅 1.1 メートル、奥行 1.0 メートル) ※回収ボックス分 0.25 平方メートル (幅 0.5 メートル、奥行 0.5 メートル)	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで	清涼 飲料水	⑨
ヌ 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎車庫棟A棟入口付近 土地 2.4 平方メートル (幅 2 メートル、奥行 1.2 メートル)	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで	清涼 飲料水	⑩
ル 山形市松波二丁目8番1号 知事局棟16階ミーティングスペース「そららぼ」前廊下 土地 2.0 平方メートル (幅 2 メートル、奥行 1 メートル)	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで	飲料 (紙コ ップ式)	⑪

※1 貸付面積には、放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 自動販売機は、物件毎に1台設置するものとする。

※3 貸付期間の更新はしない。

2 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

上記1に記載されている面積以内とする。

② デザイン（外観色を含む。）

ア 周辺環境に配慮したデザインとする。

イ 物件「ロ」、「ニ」及び「ル」に設置する自動販売機については、周辺環境・利用者に配慮したユニバーサルデザインとする。

ウ 物件「ハ」に設置する自動販売機については、日本赤十字社山形県支部（以下「日本赤十字社」）と、赤十字支援マークの使用に関する覚書を締結したうえで、日本赤十字社が提供する赤十字支援マークを使用したデザインとする。

エ 物件「ニ」に設置する自動販売機については、公益社団法人やまがた被害者支援センター（以下「やまがた被害者支援センター」）が提供する広報用ポスター及びシールを掲示する。

オ 物件「ホ」に設置する自動販売機については、落札後に社会福祉法人山形県共同募金会（以下「山形県共同募金会」）に対し、赤い羽根共同募金のロゴマークの使用について承諾を得たうえで、山形県共同募金会が提供する赤い羽根共同募金のロゴマークを使用したデザインとする。

オ 物件「ヘ」に設置する自動販売機については、広告掲出欄にやまがた社会貢献基金のロゴマークを掲出する。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② フロンの使用

冷媒に、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用しない機種（低GWP冷媒機）とする。

ただし、前記条件に該当する機種が現在製造されていないか、調達が極めて困難な場合については、協議によりフロンガス冷媒の機種を特に認めることができる。

また、断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用しない機種とする。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法：昭和22年12月24日法律第233号）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

ア 物件「イ」～「ヌ」に設置する自動販売機については、原則として、自動販売機1台につき空き缶用及びペットボトル用各1個の割合で自動販売機脇に設置する。ただし、貸付面積内に種類ごとの回収ボックスが納まらない場合は、空き缶・ペットボトル併用の回収ボックスを設置すること。

イ 物件「ル」に設置する自動販売機については、紙コップ用及び蓋用各1個の割合若しくは併用した回収ボックスを自動販売機脇に設置する。

ウ 同一フロア内において設置業者が複数ある場合は、関係者間で協議し、責任を明確にした上で、適切に回収、処理する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

ウ その他収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済

み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

エ 回収ボックスには、回収容器の種類を明示する。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて設置者が適切に回収し、処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

(6) 募金付き自動販売機について

① 物件「ハ」に設置する自動販売機は、赤十字寄付金自動販売機とする。この場合、落札後に、別途日本赤十字社と赤十字への寄付に関する契約を締結し、それを証する書類の写しを山形県へ提出すること。募金の額は、1本当たり5円以上とする。

② 物件「ニ」に設置する自動販売機は、犯罪被害者等支援寄付金自動販売機とする。この場合、落札後に、別途やまがた被害者支援センター及び山形県知事と犯罪被害者支援寄付金自動販売機に関する協定を締結し、それを証する書類の写しを山形県へ提出すること。募金の額は、1本当たり5円以上とする。

③ 物件「ホ」に設置する自動販売機は、赤い羽根共同募金自動販売機とする。この場合、落札後に、別途山形県共同募金会と赤い羽根共同募金自動販売機に関する覚書を締結し、それを証する書類の写しを山形県へ提出すること。募金の額は、1本当たり2円以上とする。

④ 物件「ヘ」に設置する自動販売機は、やまがた社会貢献自動販売機とする。この場合、落札後に、別途山形県知事とやまがた社会貢献基金への寄付及びロゴマークの使用に関する協定を締結し、それを証する書類の写しを山形県へ提出すること。募金の額は、1本当たり10円以上とする。

⑤ 物件「ト」に設置する自動販売機は、緑の募金自動販売機とする。この場合、落札後に、別途財団法人山形県みどり推進機構と緑の募金自販機に関する契約を締結し、それを証する書類の写しを山形県へ提出すること。募金の額は、1本当たり2円以上とする。

(7) 物件「ル」に設置する自動販売機について

① 購入時、購入者の意向に関わらず、紙コップに蓋を自動装着できる機種とする。ただし、該当する機種の調達が困難な場合は、貸付面積の範囲内に蓋の保管ボックス等を設置し、購入者が蓋を装着できるようにすると共に、蓋の装着に係る表示を明示すること。

② 給水方式は、タンク方式とする。

③ 自動販売機の設置後、食品衛生法に基づく必要な営業届出等を行うこと。

(8) 決済

現金及びキャッシュレス決済に対応していること。

3 販売商品の種類等

(1) 種類

- ①物件「イ」～「ヌ」に関する自販機については、酒類を除く缶、瓶又はペットボトル容器入りの清涼飲料水とする。
- ②物件「ル」に設置する自動販売機については、紙コップ容器入りの飲料とする。ただし、一杯ごとに豆を挽き抽出する方式のコーヒー飲料を7品以上、その他飲料を1品以上販売すること。
- ③物件「ル」に設置する自動販売機については、コーヒー飲料についてアイス及びホットを選択できること。

(2) 価格

山形市及び周辺地区における標準的な小売価格（定価）以下とする。

4 貸付料

落札金額とする。

5 光熱水費等

光熱水費等は、計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、山形県が定めた行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の取扱いの規定を準用して計算した額及び計量器の設置に要した額とする。

ただし、山形県が計量器を設置しないことを認める場合にあっては、自動販売機の定格消費電力に基づき、山形県が定めた行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の取扱いの規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 光熱水費等を計測するための計量器を設置する場合の設置及び撤去費用は、設置者が負担する。なお、設置に当たっては山形県の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、借受財産返還届を提出し、原状に回復して山形県の確認を受けなければならない。

9 自動販売機の設置に伴う事故

山形県の責に帰する事が明らかな場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 山形県の責に帰することが明らかな場合を除き、山形県はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又はき損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

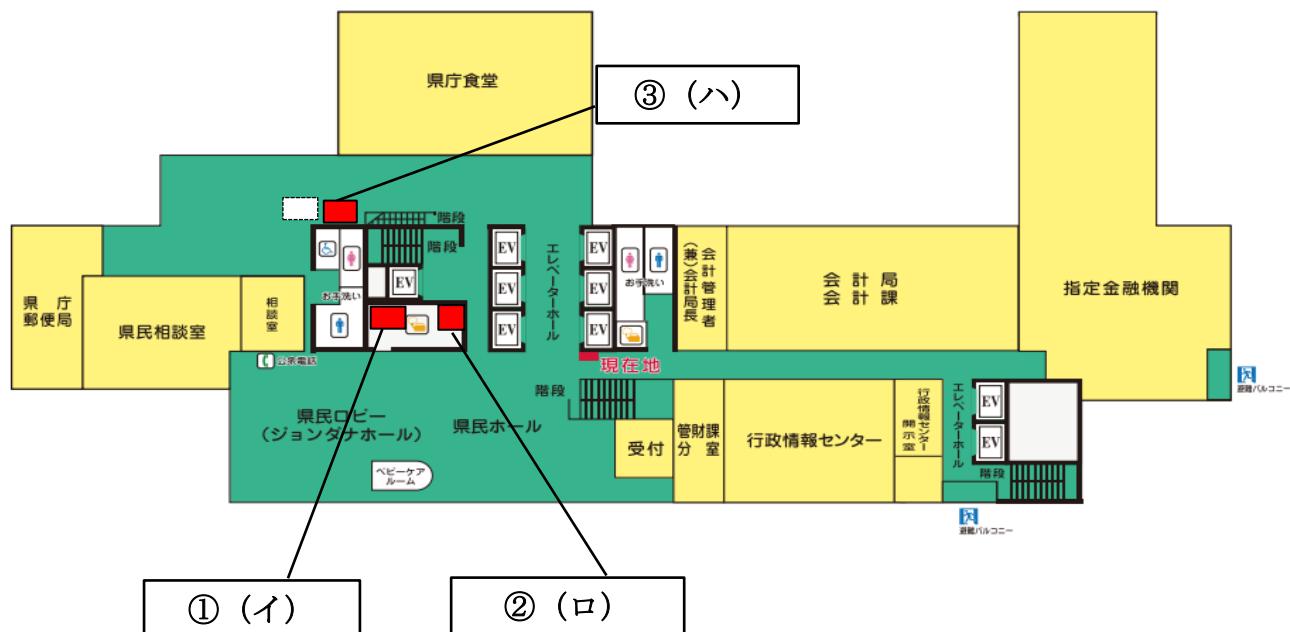
11 自然災害による破損

山形県の責に帰することが明らかな場合を除き、山形県はその責を負わない。

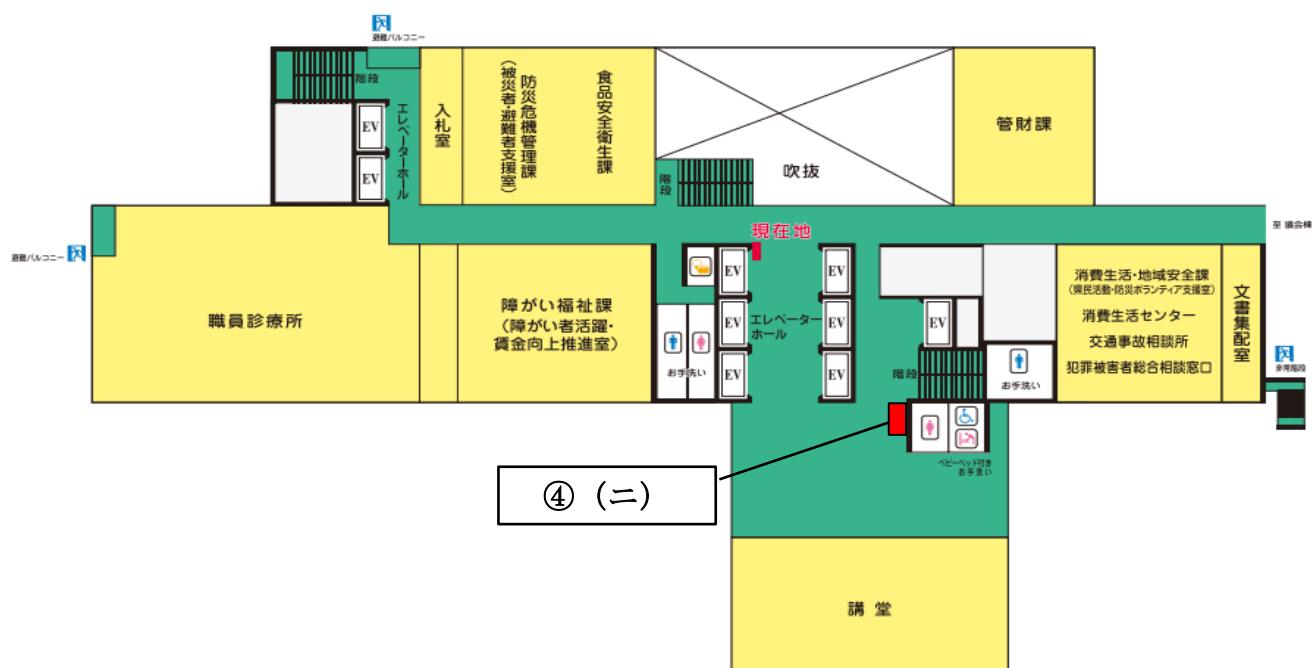
山形県庁舎自動販売機設置場所位置図

【知事局棟】

1階



2階



4階

⑤ (示)



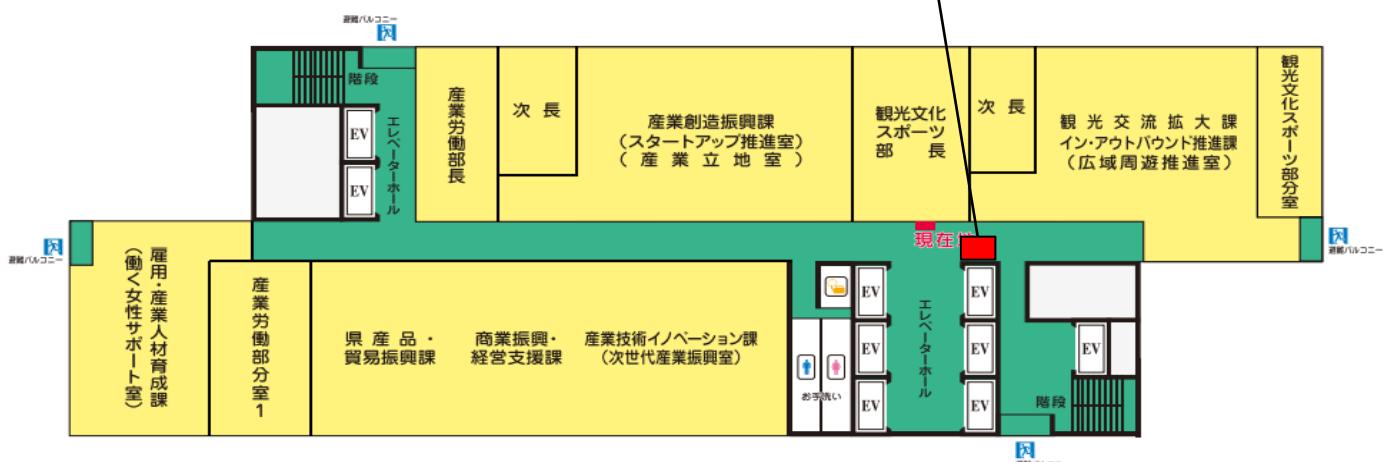
6階

⑥ (へ)



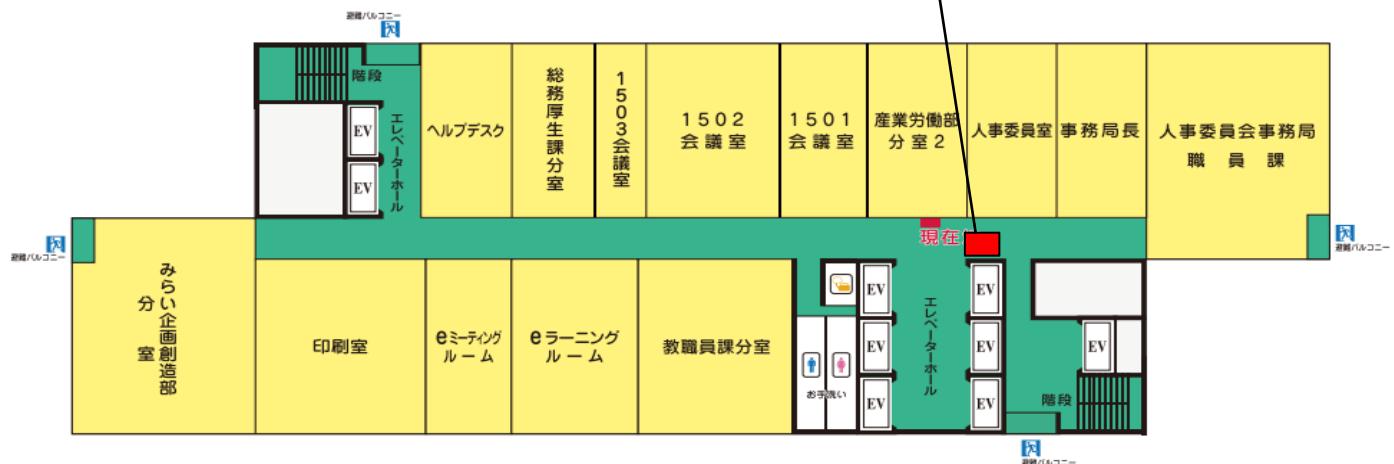
8階

⑦ (ト)



15階

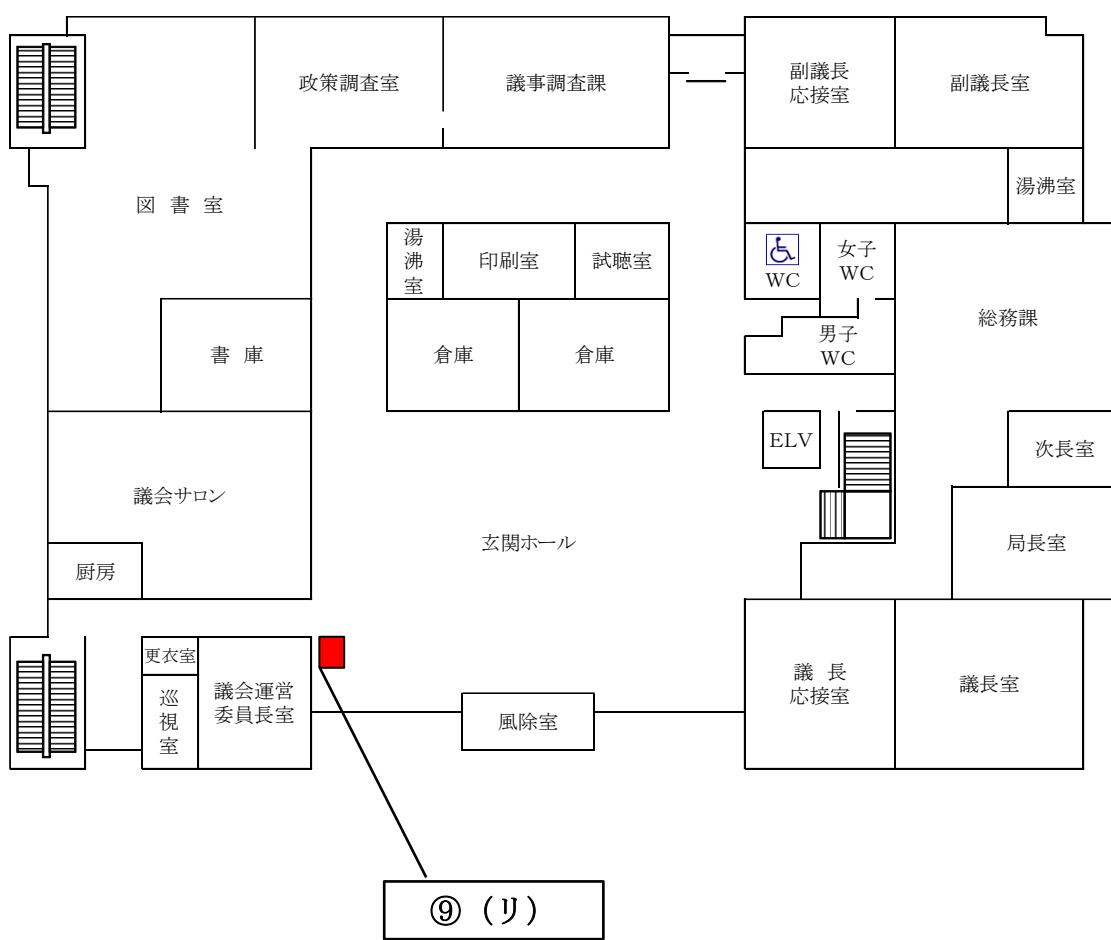
⑧(チ)



【議会棟】

1階

⑨(リ)



【車庫棟】

